懸念時監視への移行パターンとそれに対応する懸念時監視における調査内容

懸念時監視へ移行した後、圧入停止後の圧入井・観測井における圧力・温度データに異常が確認された場合、異常時監視へ移行する。 圧入停止後の圧力・温度データに異常が確認されなかった場合、以下に示す調査を行う。

	懸念時監視への移行パターン	懸念時監視における調査内容		
		採水調査	センサ調査	気泡確認調査
(ア)	<u>通常時監視において</u> 圧入井·観測井にお	通常時監視における確認調査		
	ける <u>圧力・温度データの異常</u> が確認され	の <u>現地概況調査と同様の手法に</u>		
	た場合	<u>より実施</u>		
		・5回以上採水、平均値で判断		
		・第三者機関はなし		
	(通常時監視の採水調査において移行			
	基準超過地点は <mark>ない</mark>)	漏出が懸念される範囲が絞り込		
		めていないため、 <u>通常時監視におけ</u>		
		<mark>る採水調査地点の</mark> 8地点を調査地		
		<u>点</u> とする。		
		上記 の調査において、移行基準		
		を超過した地点が確認されなか		
		った場合は、総合判断を行う。		

		上記 の調査において、移行基準	左記 の調査において、移行基準	左記 の調査において、移行基準
		を超過した地点が確認された場	の超過が確認された場合は、通常	の超過が確認された場合は、通常
		合は、通常時監視における <u>確認調</u>	時監視における 確認調査と同様	時監視における <u>確認調査と同様</u>
		査と同様の手法により実施	<u>の手法により実施</u>	の手法により実施
		(調査結果の判断についても通	(調査結果の判断についても通	(調査結果の判断についても通
		常時監視における確認調査と同	常時監視における確認調査と同	常時監視における確認調査と同
		樣)	樣)	様)
(1)	通常時監視における 確認調査 において	通常時監視における <u>確認調査と</u>	通常時監視における <mark>確認調査と</mark>	通常時監視における確認調査と
	圧入井・観測井における <u>圧力・温度デー</u>	同様の手法により実施	同様の手法により実施	同様の手法により実施
	<u>タの異常</u> が確認された場合	・5 回以上採水、平均値で判断	(調査結果の判断についても通	(調査結果の判断についても通
		・第三者機関はなし	常時監視における確認調査と同	常時監視における確認調査と同
			樣)	樣)
	(通常時監視の採水調査において移行	<u>通常時監視において<mark>移行基準を</mark></u>		
	基準超過地点 <mark>あり</mark>)	<mark>超過した地点</mark> を調査地点とする。		
		(調査結果の判断についても通		
		常時監視における確認調査と同		
		様)		
(ウ)	通常時監視における確認調査において	通常時監視における確認調査の	-	通常時監視における確認調査
	<u>気泡の発生が確認されないまま</u> 、海水の	<mark>現地詳細調査と同様の手法によ</mark>		の <u>現地概況調査と同様の手法に</u>
	14C 分析の結果、懸念時監視に移行した	り実施		より実施
	場合	 ・5 回以上採水、平均値で判断		・サイドスキャンソナー
		・第三者機関		
		・海水の 14C 分析		
		・海水の 14C 分析		

	現地概況調査のセンサ調査で、pH また			通常時監視における確認調査の
	は pCO2 の不均一な分布が観測され、	通常時監視における確認調査に		現地詳細調査において 14C 分析の
	現地詳細調査で懸念時監視に移行する	おいて漏出が懸念された地点と当		ための採水を行った地点を中心に
	ケース (「確認調査における調査内容及	該地点の東西南北に 100m 離れた		1km×1km 程度の範囲を調査範囲
	び調査結果の判断について」の 2段目	4 地点を調査地点とする。		とするのが望ましい。
	のケース)			
				上記 の調査により、気泡の発生が
				確認された場合は、通常時監視にお
				ける確認調査の現地詳細調査と同
				様の手法により実施
				・カメラ
				・気泡の 14C 分析
(工)	通常時監視における <u>確認調査を実施し</u>	以下、(ウ)と同様。	-	通常時監視における確認調査の
	た結果、懸念時監視に移行した場合			<mark>現地詳細調査と同様の手法によ</mark>
	((イ)及び(ウ)を除く)	通常時監視における確認調査の		<u>り実施</u>
		現地詳細調査と同様の手法によ		・カメラ
	現地概況調査または現地詳細調査にお	<u>り実施</u>		・気泡の 14C 分析
	いて <u>気泡の発生が観測され</u> 、採水または	・5 回以上採水、平均値で判断		
	気泡の 14C 分析の結果により、懸念時	・第三者機関		
	監視に移行するケース	・海水の 14C 分析		通常時監視における確認調査の
				現地詳細調査において 14C 分析の
		通常時監視における確認調査に		ための採水または気泡採取を行っ
		おいて漏出が懸念された地点と当		た地点の周辺を調査範囲とする。
		該地点の東西南北に 100m 離れた		
		4 地点を調査地点とする。		

(才)	地震により圧入停止した結果、懸念時監
	視に移行した場合

(通常時監視の採水調査において移行) 基準超過地点はない)

右の調査内容は、(ア)の場合と同様

以下、(ア)と同様。

通常時監視における確認調査 の現地概況調査と同様の手法に より実施

- ・5回以上採水、平均値で判断
- ・第三者機関はなし

漏出が懸念される範囲が絞り込 めていないため、通常時監視におけ る採水調査地点の8地点を調査地 点とする。

上記 の調査において、移行基準 を超過した地点が確認されなか った場合は、総合判断を行う。

上記の調査において、移行基準 | 左記の調査において、移行基準 | 左記の調査において、移行基準 を超過した地点が確認された場 合は、通常時監視における確認調|時監視における確認調査と同様|時監視における確認調査と同様 査と同様の手法により実施

(調査結果の判断についても通 常時監視における確認調査と同

様)

以下、(ア)と同様。

以下、(ア)と同様。

の超過が確認された場合は、通常 の手法により実施

常時監視における確認調査と同一常時監視における確認調査と同 樣)

の超過が確認された場合は、通常 の手法により実施

(調査結果の判断についても通│(調査結果の判断についても通 様)